



昭和二十二年七月二十四日

試行教育調査委員会

委員長 田中 正 雄

本部大臣 斎藤 隆夫 殿

春山 9

6-4  
3

試行教育調査に関する件

試行教育調査の開始を期するに際し、試行教育調査法に定める試行教育調査員を任命し、調査を実施し、これを昭和二十一年十一月十一日附を以て文部省の元要通しでおきました。その後、試行教育調査法及び試行教育調査法が公布せられたので、それに基いて同法の内容を次の表に収めることにしました。

試行教育調査法に定める試行教育調査員

一、調査員

試行教育調査員は、これを大学として以下これを試行教育調査員と称する。一、広く知識を授けんと共に特に試行教育調査に関する専門の學術を教授研

究し、習習、進徳の及び學用進歩を奨励することを目的として本委員

二、構成

試行教育調査員は、公立又は私立とする。

三、學校行政

試行教育調査員は、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かねばならない。

又、必要なる事項を補給するため助教授を置かねばならない。

四、教育

試行教育調査員には、三學なる科目に於ては、講義を授け、教授が之を指導することとする。主任教授として教授及び助教授合計二十名以上を置き、原則として内十名以上を教授とする。但し、試行教育調査員に關する科目以外の科目を指導する教員はこの数に含まれない。

又、學生數四十名以内に対し、助手五名以上を置かねばならない。但し、臨

大學院を設置する場合には研究指導のため更に教員を増加せねばなら  
ない。

#### 五、設備

獣醫科大學には獣醫學を教授研究するために必要な校地、校舎、校具、實  
習牧場、家畜病院、研究室、圖書室、事務室、その他の設備を設け大  
學の位置は教育上適切な環境にこれを定めなければならぬ。

#### 六、維持方法

國立獣醫科大學の維持に要する経費は國に於て、又公立獣醫科大學の  
ものは地方公共團體に於てこれを支辨する。

私立獣醫科大學の維持に要する経費は入學金、授業料等により依存す  
ることなく、一定の基本財産より生ずる果實と寄附金及びその他の收  
入を以てこれに當てねばならぬ。

#### 七、學級組織

獣醫科大學の修業年限は四年とし學級の定員は各學級毎に四十名以内  
とする。

獣醫科大學には専攻科及び大學院を置くことができる。

専攻科及び大學院の學生数は指導教員及び研究施設を考慮してこれを  
定める。

#### 八、入學資格

獣醫科大學に入學することのできるものは高等學校を卒業したもの若  
しくは通常の課程に依る十二年の學校教育を修了したもの（通常の課  
程以外の課程に依りこれに相當する學校教育を修了した者を言ひ）又  
は之と同等以上の學力があると認められたものとする。

獣醫科大學の専攻科又は大學院に入學することのできる者は大學を卒  
業した者又はこれと同等以上の學力があると認められた者とする。

#### 九、學科課程

獣醫科大學の學科課程中専門學科目に付き重要なもの及びその割合は次  
の通りとする。（講義、實驗及實習を含む）

學生は各學科目標授業時数の七十五以上出席しなければ、その學科  
目の試験を受けることができない。科目の名稱は適當なもの選支ない

- 家畜解剖學（組織學及發生學を含む）（一五五）
- 家畜生體學（普通化學を含む）（七五）
- 家畜生理學（四五）
- 家畜病理學（病理解剖學及病理組織學を含む）（一〇五）
- 家畜細菌學（免疫學を含む）（一五五）
- 家畜内科學（寄生蟲學及皮膚科を含む）（九五）
- 家畜外科學（眼科及産科を含む）（九五）
- 家畜傳染病學（二五）
- 乳肉衛生學（二五）
- 臨牀（二〇五）
- 畜産學（三五）（繁殖學及飼養學の節）
- 其他及通稱科目（一四五）

一〇、家畜病院

獸醫科大學には大小患者の爲めの家畜病院を置かなければならぬ。家畜病院には診断室、治療室、手術室、検査室、調劑室、器具室、研究室

室、検査室及病室等を設け常に清潔に保ち、診断、治療、手術等に必要なる最新な器具及設備を備へなければならぬ。

傳染病畜を收容する隔離病棟を設けなければならぬ。

學生四十名に對し一ヶ月二十頭の臨牀講義用患者を用意することが望ま

ましよう。解剖實習用病理解剖實習の材料は學生四十名に對し一ヶ年各十頭の大

